

答 申 書

静岡市行財政改革推進審議会

平成25年 7 月23日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾 根 正 弘

静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証「広報事業の見直し」について(答申)

平成24年 8 月 3 日付け24静総行行第1292号をもって諮問のありました静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証のうち、広報事業の見直しについて、本審議会として慎重に審議し、次のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

はじめに

このたび答申を行う「広報事業の見直し」については、「市の印刷・広報物の作成や配付方法などを見直す基準及び事務処理要領案」、「財源確保のために広告事業の拡大推進を図る基本方針案」の2点について検証が求められ、静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証として、「外郭団体における『静岡市としての公益性』の検証」とともに諮問されたものであります。

諮問を受け、行財政改革推進審議会（以下「審議会」という。）では、3回の審議を経て、各委員からの意見や提案を取りまとめ、答申を作成しました。

まず、諮問事項に関する課題認識であります。市政の情報を積極的に発信していくためには、市の考えや施策を分かりやすく市民に伝えていくことが必要であり、広報紙等の果たす役割は、とりわけ大きいものがあります。いかに効果的、効率的に情報を伝えていくのかが重要であります。

また、広告事業については、市の資産の有効活用による自主財源の確保と得られた収入による市民サービスの向上を目的としたもので、「静岡市行財政改革推進大綱実施計画」にも位置づけられておりますが、デフレ等による日本経済低迷の影響を受け、平成22年度以降、広告料収入は減少を続けています。

このような課題を踏まえ、審議会としては、毎年1億5千万円をかけて作成し、配付している約500種類の印刷・広報物の必要性や費用対効果などをチェックする見直し基準等の案について、市の代表的な広報物である「広報しずおか」を事例として、検証を行いました。また、広告事業についても、これを拡大推進していくため、新たに設ける基本方針案について検証を行ったところであります。

審議会においては、各委員より、自らの経験に基づく意見や様々な視点からの提案があり、答申は、これらを集約したものであります。

今後は、この答申を基に、印刷・広報物の見直しと広告事業の推進に取組み、効率的で生産性の高い行政経営につなげていただくことを望みます。

静岡市行財政改革推進審議会
会長 曾根正弘

1 答申

(1)印刷・広報物見直しに関する基準及び事務処理要領について

「印刷・広報物見直しに関する基準及び事務処理要領案」については、本市の代表的な広報物である「広報しずおか」を事例として審議を行ったところであります。

審議会としては、以下の意見を付したうえで、妥当と判断しました。

〔審議会としての意見〕

市長が市政運営の基本に掲げる「積極的な情報発信」は、市民との協働を進めるうえで不可欠なものであり、市民が求める情報を、より効果的・効率的に伝えていくことが求められます。

そのため、現在、数多く作成されている印刷・広報物について、「印刷・広報物見直しに関する基準及び事務処理要領案」を基に、その必要性や費用対効果等を検証し、時代に即した媒体を導入するなど、見直しを図る必要があります。

特に、「広報しずおか」の発行については、情報発信の手法として有効ではありますが、反面、町内会や自治会を通じた各世帯への戸別配付が役員の大きな負担となっています。

紙面の工夫とホームページ等の電子媒体の積極的・多角的な活用などにより、情報量と即時性を確保して必要な市政の情報公開や情報弱者への配慮を行うことで、月2回の発行を1回とすることが可能であり、町内会等の負担の軽減とコスト削減が期待できると考えます。

(2)広告事業推進に関する基本方針について

「広告事業推進に関する基本方針案」については、審議会として、以下の意見を付したうえで、妥当と判断しました。

〔審議会としての意見〕

広告事業は、市の資産を有効に活用し、行政経営を財政面から支える有効な手段でありますので、市全体で広告事業を拡大し、推進していくことが重要です。

そのためには、基本方針案を基に民間の意見を取り入れ、効果的な手法の研究や具体策の検討を重ね、公共の媒体を民間的なセンスで活用できる広告事業へとレベルアップを図っていく必要があると考えます。

2 委員からの主な意見等

(1)印刷・広報物見直しに関する基準及び事務処理要領について

委員からは、「広報しずおか」の配付について、町内会や自治会が行うことは現実性が高く効果的と考えるが、現在の月2回の発行では、役員が配付に追われてしまうこと、他の配付物もあり、高齢の役員には負担が大きいとする課題提起がありました。

また一方で、月1回とした場合、市民参画を進めるうえで必要な市政情報の公開の後退や情報弱者の増大を危惧する発言がありました。

これらの意見等を踏まえ、審議会では、情報発信手段の多様化やコスト面、町内会等の負担を考慮すると、配付頻度を簡素化させ、月1回としてはどうかとする提案がなされたところであります。

ただし、実施にあたっては、情報公開や情報弱者に配慮して、多くの情報を分かりやすく伝える紙面の工夫、電子媒体の積極的・多角的な活用などが求められました。

また、紙面における情報の括り方や分類の仕方などを見直し、広報紙をより多くの市民に読まれるものとし、それによって広告料収入を増加させて、財源確保につなげてはどうかといった提案、行政の抱える問題などを市民と一緒に考えていく問題提起型の広報紙へ転換すべきではないかという意見なども述べられました。

(2)広告事業推進に関する基本方針について

委員からは、基本方針案に基づき、これから民間の意見を取り入れた具体策を考えていくことが重要となるという考えが示されたほか、行政経営を財政面から支える有効な手段としていくため、公共の媒体を民間的なセンスで活用する手法を検討、研究すべきとする発言もありました。

その他には、広告料収入の用途を明らかにして事業をPRすべきとする意見や各課任せではなく、推進する組織が進捗管理を行って進めるべきとの意見、また、広告事業を進めていくことには賛成するものの、景観を損ねるような広告、品位を欠く広告には規制を求めるとの要望なども、述べられました。

3 審議会委員の構成

会 長	曾 根 正 弘		
委 員	青 山 葉 子	木 村 幸 男	竹 内 良 昭
	足 羽 由 美 子	高 橋 節 郎	土 屋 裕 子
	遠 藤 純 子	高 橋 正 人	的 場 啓 一

4 審議の経過

(1) 第5期第2回審議会（平成24年8月3日）

「静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証」諮問

【諮問項目】

- ①外郭団体における「市としての公益性」の検証について
- ②「広報事業の見直し」について

(2) 第5期第4回審議会（平成24年12月20日）

「印刷・広報物見直しに関する基準及び事務処理要領案」について審議

(3) 第5期第7回審議会（平成25年5月31日）

「広告事業推進に関する基本方針案」について審議

(4) 第5期第8回審議会（平成25年7月9日）

「広報事業の見直し」についての答申案審議

5 審議にあたっての視点

(1) 印刷・広報物見直しに関する基準及び事務処理要領案について

- ア 見直しの視点の妥当性
- イ 不足している視点はないか
- ウ 見直しにつながる基準となっているか

(2) 広告事業推進に関する基本方針案について

- ア 基本方針案の妥当性
- イ 基本方針案に基づく新たな広告事業の有効性
- ウ 広告事業において不足している視点はないか

以上